

番号法第30条による行政機関個人情報保護法の読替え及び個人情報保護条例の対照表

資料2

＜※情報提供等記録（番号法第23条）の利用・提供の制限に関して＞

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 読替え前	読替え後	神戸市個人情報保護条例 現 行	「読替え」をふまえた本市の 対応（案）
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、法令に基づき、<u>場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができ、<u>ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、<u>利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。</u></p> <p>(適用除外)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、<u>個人情報</u>を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に規定があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するとき、個人の権利利益を不当に侵害することのないようになさなければならない。</p>	<p>番号法第30条の読替規定の趣旨をふまえ、情報提供等記録の目的外利用を禁止することが求められる。</p>

<p>者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(適用除外)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(適用除外)</u></p>	
---	---	--